

令和6年度第1回松戸市入札監視委員会議事録

1. 日時 令和6年7月11日（木曜日）

2. 場所 松戸市役所新館5階 市民サロン

3. 出席者 〈委員〉福田委員長、川口委員、柳澤委員

〈事務局〉伊原財務部長、契約課長

〈審議案件担当課〉契約課、技術管理課、建築保全課、下水道整備課、道路建設課、
公園緑地課

4. 傍聴人 0名

5. 議題

1 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

2 本年度契約事務の改正について

3 入札及び契約の事務の運用状況報告

4 指名停止の運用状況報告

5 抽出事案審議

6 議事の概要

（1）会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

発言者	発言内容
事務局	では、定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回松戸市入札監視委員会を開催いたします。
	委員会の開催に当たりまして、伊原財務部長よりご挨拶を申し上げます。
伊原財務部長	おはようございます。財務部長の伊原でございます。
	本日は第1回の入札監視委員会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。
	本市におきましては、日々、公平公正な入札執行を行うよう、事務局や担当課で努力しているところでございますけれども、皆様方の御意見をいただきながら、引き続き公正公平な入札執行に努めてまいりたいと考えておりますので、本日は、よろしくお願いいたします。

事務局	財務部長は本日、業務の都合によりまして、ここで退席となります。
伊原財務部長	よろしくお願いします。
事務局	本委員会は原則として公開となっておりますが、ただいまの時点で、傍聴希望者はありません。
	以後の傍聴希望者は、事務局の受付けをもって許可をしたものとしたします。
	それでは、始めてまいりたいと思います。今年度第1回目の委員会となりますが、石井委員の異動に伴い、後任として、柳澤委員が今回より委員となりました。委員の皆様、よろしくお願いいたします。
	それでは、福田委員長、議事の進行をお願いいたします。
福田委員長	それでは、議事を進めます。
	議題1、会議録署名人及び審議案件抽出委員選出を議題とします。
	事務局より説明をお願いします。
事務局	会議録署名委員と審議案件抽出委員につきましては、順番で行うこととしておりまして、今回の会議録署名委員及び次回の審議案件抽出委員は川口委員となりますが、これでよろしいかご確認をお願いします。
福田委員長	両方とも川口委員ということですが、よろしいでしょうか。ご質問ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
福田委員長	では、今回の会議録署名人、次回の審議案件抽出委員は川口委員となりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 本年度契約事務の改正について

福田委員長	次に、議題2、本年度契約事務の改正についてを議題とします。
	事務局より説明をお願いします。

（本年度契約事務の改正について資料を基に説明）

では、資料の 1 ページご覧ください。令和 6 年度より改正しました契約事務につきまして、（１）、（２）のとおりとなっております。

では初めに、（１）営繕工事週休 2 日工事試行実施要領について。

本市要領は、「千葉県営繕工事週休 2 日促進工事实施要領」に準拠した取扱いをしていることから、千葉県の改正に倣い、本市要領の改正を行っております。

これは、罰則付時間外労働規制が、この 4 月から、建設業に適用開始となりまして、本市発注工事も、原則週休 2 日制対象工事となることから、本格的な実施に移行するに当たり、本要領を改正するものです。

主な改正点、3 つございます。

最初、要領の名称から「モデル」を削除。

次に、2 つ目ですね、対象外工事を明記。ただし書きで、以下のような文章を追記しております。現実的に不可能な案件もあり得るため、例外規定を追加したものです。

3 番目、発注方式です。発注者指定方式に限定するものの改正です。県によりますと、受注者希望方式の実績がなかったとのことでした。

続いて、（２）暴力団排除の徹底について。

こちらは、松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱というものを松戸市で定めておるのですが、その一部改正になります。

千葉県警察本部の要請に基づき、暴力団から不当要求を受けた受注業者または下請業者が市長等への報告を怠った場合や、受注業者が下請業者への指導を怠った場合に、受注業者に対して指名停止の措置を行うというものです。

追記の条文が、次のページになりますけれども、警察から

	の説明では、元請業者に比べて、下請業者のほうが、暴力団からの妨害行為や不当要求を受けた場合、警察へ届出をしないことが多いということで、このような規定を設けるように、県内の自治体に要請してきたというところでございます。本市もその対応をするものでございます。 事務の改正については、説明は以上になります。
福田委員長	ご質問でございますでしょうか。
川口委員	川口委員。 さっきの営繕関係工事のところの、3つの黒ポツの真ん中で、対象外工事を明記と書いてあるんですけど、この困難な工事というのは、この文言に基づいて所管が判断する基準みたいなのって何かございますか。
事務局	千葉県の方には、具体的な事例等あれば、ご教示いただきたいというところで問合せをしてみたんですけども、やはり、建物の改築・改修工事となりますと、自治体の場合、学校関係が非常に多く、そうすると、やはり、夏休みに限定した期間に、どうしてもならざるを得ないものが実際出てくるだろうというところで、そういうものを対象外とするってことを想定してるとおっしゃっていました。 本市も、実際、そういうことは、あり得るのかなというところではあります。
川口委員	そうですね。例として、そういう例がってことですね。
事務局	はい。
川口委員	また、何か別の事例が。今回の事例の中にも、2日制、除外されているところもありますけど、本格、これの適用は、4月1日からってことですね。
事務局	そうですね。罰則付時間外労働規制が4月から。
川口委員	「モデル」が取れた。
事務局	施行されてますので。
川口委員	ありがとうございました。以上でございます。

福田委員長	実際に、対象工事は、大幅に増加するのでしょうか。
事務局	営繕工事について、この要領を５年度に初めて制定したんですけれども、数件、１０件ぐらいですか、数件しかできなかったんですね。ただ、この６年の４月からは、基本、原則全ての営繕工事の週休２日制を導入していくというところですよ。 営繕工事以外につきましては、そのもう１年前に、ほぼほぼ実施が試みられまして、この４月から、全ての市発注工事については、基本的に週休２日で対応していきます。
福田委員長	これまでも試みで運用してこられましたので、「モデル」が取れたというぐらいなのかなと思ってますけど、やっぱり、強制適用で増える部分というのはあるのでしょうか。
事務局	はい。
福田委員長	ありがとうございます。

（３）入札及び契約の手続の運用状況報告

福田委員長	では、続いて、議題３、入札及び契約手続の運用状況報告を議題とします。 事務局のほうから説明お願いいたします。
事務局	（入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明） では、入札及び契約の手続の運用状況につきまして、３ページをご覧ください。記載のとおりとなっております。 続いて、５ページをご覧くださいませでしょうか。 事前にいただいたご質問につきまして、回答をさせていただきます。 まず、福田委員からですね、前年度下半期に比べて、工事、工事関連業務委託ともに件数が減少していますが要因は何でしょうかということですが、回答といたしまして、各担当課において策定している工事の施工計画等に基づいて発注

をかけていると思われますので、年度によって件数の差は必然的に生じてくるものと認識しております。

主要因については、契約課では判断しかねますが、件数の差として大きいものは、下水道整備課、令和4年25件に対して令和5年7件。令和4年度は、地震対策工事7件がありました。学校施設課13件が6件。それから、道路維持課34件が20件に減少しています。

設計委託は、令和4年、令和5年で10件程度しか差がなく、特筆すべき要因はありません。

続いて、契約制度全般について柳澤委員から質問がございましたので、続けて回答をさせていただきたいと思います。

1つ目として、随意契約について、競争性を確保する上で慎重に検討していく必要があると思うが、随意契約の取扱いについての検討状況はどうかというご質問なのですが、契約課において、全庁向けに契約事務研修を毎年度実施しており、同研修において、随意契約は、自治体の契約手法として例外であることを示すとともに、随意契約締結時の注意事項等をまとめた随意契約ガイドラインを策定、周知することで随意契約の適正な執行に努めております。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る松戸市入札契約事務運用マニュアルに基づき、随意契約の相手方を選定した理由をホームページで公表しております。

次のご質問です。公告から開札までの一般的なスケジュールを教えてくださいということで、7ページのフロー図ご覧いただきたいと思います。こちら、5,000万円未満の場合の日程表になります。

①、公告開始から4営業日後に公告の締切りをします。

続いて②、公告締切りから3営業日後に審査結果の通知となります。

③、審査結果通知の1営業日後、翌日ですね、質疑の回答。

④、質疑回答の4営業日後から入札期間開始。

⑤、入札期間開始から3営業日後に入札期間の締切り。

⑥、入札期間締切りの翌日に開札執行。

⑦、開札執行の2営業日後に落札者決定。

⑧、落札者決定から7日以内に契約締結というスケジュールになりまして、公告開始から契約締結までで、おおむね1か月程度かかるということでございます。

続いて、資料の8ページです。こちらは5,000万円を超える工事の場合のフローになります。

5,000万円を超えますので、公告期間が2週間となります。そしてまた、決裁区分が変更になる場合がありますので、契約締結日も1週間から2週間程度後ろ倒しになりまして、おおむね1か月半程度かかることとなります。

続いて、9ページです。

こちらは、一般競争入札に総合評価方式を取り入れた場合のスケジュールになります。入札期間締切り後に、技術資料の評点期間、技術審査会の開催期間を要しますことから、契約締結するのが、さらに2週間程度後ろ倒しになります。公告開始からおおむね2か月程度かかるということになります。

それでは、6ページへまた戻っていただけますでしょうか。

続いてのご質問です。予定価格、調査基準価格等の公表時期について教えていただきたいということで、一般競争入札は予定価格を事前公表しております。最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格は入札終了後の公表になります。

続いて、指名競争入札の場合。予定価格、最低制限価格、調査基準価格、失格基準価格、いずれも入札終了後の公表と

	なっております。 続いて、随意契約ですが、予定価格は非公表となっております。ただし、適正化法に係る入札契約事務運用マニュアルに基づきまして、契約相手方、契約金額等は、見積り合わせ終了後に公表しております。 説明は以上となります。
福田委員長	工事の件数につきましては、特段、もう事情はないということとは承知いたしました。
柳澤委員	柳澤委員のほうはよろしいですか。 ご回答ありがとうございます。
	随契に関してなんですけど、例えば、やり方で、当初、公告で一般競争、発注する段階で、継続工事が随契であり得ますよとか、そういうのをあらかじめ明記して発注するような運用とかというのは、何かあったりするのですか。
事務局	そういった運用は、ありません。
柳澤委員	分かりました。 現場の状況とかによって、予見できなかったものが、現場で発生して、現在、施工中の業者さんと、分離不可分含めて、理由がちゃんと整理されて随契されてるということですかね。
事務局	そうです。そういったケースしか、ちょっと存じ上げてないです。
柳澤委員	そうですか。分かりました、ありがとうございます。
福田委員長	ありがとうございます。
柳澤委員	あともう一点。 5,000万円未満というところで、実際、公告してから、公告の手を上げる締切りというのが4営業日後という形になりますけれども、これ、価格競争なので、特段、総合評価みたいな書類の作り込みはないのかなと思いますけれども、一番最初に申込みするときに必要な書類というのは、どのような

	ものが必要になってるのですか。申請書はあると思うんですけど、ほかに添付されるものというのは、どのようなものが。
事務局	この後、抽出案件の中で説明しますが、Aランクの市内業者で、公共事業の契約実績を求めるという基本原則があって公告していますので、その要件を証明していただく契約書の写し等を事前に添付させています。
柳澤委員	名簿も登録されているので、この会社さんは、どこの業者さんでってなるけど、過去の同種とか、そういうところの実績が分からないところで、それで、一応契約書の写しとかをつけて実績確認をしていると、そういうことですか。
事務局	はい。
柳澤委員	分かりました。ありがとうございます。 あと、随契の予定価公表を非公表にしているというのは、何か意図があるのですかね。……。
事務局	考えられるといいますか、従前からそういう形で来てるのですけれども、1つ例を出せば、2号随契の場合ですと、例えば、清掃工場といったプラント的なものの場合、製造元のメーカーでしか定期的な点検や改修工事ができませんが、毎年あるいは3年に一度とか、その同じメーカー、業者の方に随意契約するということが考えられますので、こちらの積算の手のうちをあまり見せる必要はないというところが1つ考えられます。
柳澤委員	じゃあ、毎年継続的に、同じような業務内容で継続的に発注されるものについては随契ですと行くので、翌年度以降の予定価が類推されるおそれがあるからと、そういうことですか。
事務局	はい。
柳澤委員	それで、一律全部の随契で適用する形になる。
事務局	そうですね、はい。なので、一部だけ制限をかけるわけに

柳澤委員	いきませんので。
福田委員長	かしこまりました。ありがとうございます。
	よろしいでしょうか。

(4) 指名停止の運用状況報告

福田委員長	次に、指名停止の運用状況報告を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	(指名停止の運用状況報告について、資料に基づき説明) それでは、14ページ、15ページご覧ください。記載のとおりとなっております。 続いて、16ページをご覧ください。事前にいただきました質問について、事務局より回答をいたします。 5番の竹内建設と9番の竹内建設は、指名停止期間について重複している期間がありますが、このような取扱いでよいのでしょうか。ペナルティーの期間であるとする、合計12か月を指名停止とする余地はないのでしょうかという質問をいただきました。 回答なのですが、2案件とも、それぞれ千葉県から指名停止情報があり、本市の指名停止基準により、それぞれ指名停止を行ったものです。 千葉県に確認しましたが、2案件は、別の千葉県職員に対する逮捕であり、別案件として指名停止したものであるということで説明いただきました。 回答は、以上となります。
福田委員長	よいのかどうか、ちょっと分かりませんが、こういう理由だということは承知いたしました。
	よろしいでしょうか。
川口委員	1ついいですか。
福田委員長	はい。川口委員。
川口委員	この5番目と6番目というのは、報道されてもいますし、

	大変悪質な事例だろうと思います。社長そのものも関わっているもののようですし、結構数か月にわたって県警も捜査している案件のように思います。見ててですね。 2点あるんですけど、確認が。この建設会社が、当然、指名名簿、名簿というか業者名簿に、こちらの松戸市のほうにも入っているということが1つあるわけですね。 実際に、今もこの業者と契約している案件あるかどうかというのが1点目です。 2点目は、委員長の質問にもかかわるんですけど、関連するんですけど、社長そのものは、この会社、辞職、辞任してないんでしょうかね。もし、してないとした場合に、この期間が過ぎた後に、つまり、2件目の指名停止って、今年の9月21日ですよ。22日以降は、指名するんでしょうかということなんです。 社長が辞任してるかどうか、ちょっと情報があればなんですけど。社長そのものが関わってる不正事例じゃないかと、横領事例じゃないかと、入札……事件だと。
事務局	1つ目のご質問の、契約の実績、今現在あるかということですけど、実績はありません。
川口委員	ない。
事務局	はい。 社長が、仮に、逮捕、起訴されて云々ということになって、社長を辞任するというようなことになれば、入札参加資格の変更という届出が上がってきますので、それをもって社長交代の確認をするということになります。
川口委員	その情報は、まだ上がってないですか。県警は、1件目で終わったなと思ったら、2件目が出てきましたね。びっくりしましたね、あれはね。まだ捜査してる可能性がないとは言えないですね、継続的に。 なので、契約課としては、情報は、向こうから来るのでは

	なく、確認することってできないんですかね。そういう会社の社長の情報というのは、登記簿情報で取れるわけですよ。
事務局	そうですね。手段としては、あろうかと思いますがね。
川口委員	必要ないんでしょうか、それは。 検討していただけるんだったら、したほうがいいんじゃないかなと。9月22日以降の取扱いをどうするかという話に関わることなので。
事務局	はい。検討したいと思います。
福田委員長	今の、その9月22日以降、指名等をする場合には、社長の交代が済んでいるかどうかを確認してくださいということです。
事務局	はい。

(5) 抽出案件審議

福田委員長	では、抽出案件のほうの審議に移りたいと思います。 ご説明お願いいたします。
事務局	初めにお伺いいたしますが、今までと同様に、1件ごとに資料の説明をした後、審議をしていただくという形でよろしいでしょうか。
福田委員長	はい。
事務局	分かりました。 (抽出事案審議について資料を基に説明) 今回抽出された案件は、建設工事は5件で、一般競争入札3件、指名競争入札1件、随意契約1件。工事関連業務委託は、一般競争入札が1件、合わせて6件になります。 それでは、17ページご覧ください。説明させていただきます。 建築保全課設計、地域医療課発注の松戸市衛生会館外壁改

修工事です。種別は、建築一式工事。事業概要は、記載のとおりとなります。

入札参加要件は、建築一式工事のAランク。市内本店、過去10年以内で、公共工事の建築一式工事を元請として施工した実績があるものとし、参加要件により、対象事業者数は13者で、入札参加者は2者でした。

予定価格は4,072万2,000円。契約金額は、4,048万円で、落札率99.41%でした。

19ページご覧ください。

事前にいただいた質問の回答を申し上げたいと思います。

まず1点目としまして、入札参加資格者が少ないですが、対象業者を広げる余地はありませんかということですが、対象事業者数が13者であり、標準的な対象者数であると考えております。

2点目、入札参加資格の設定理由が不良不適格業者を除くためとなっているが、その入札参加資格を有していないと不良不適格業者になり得る可能性があるかということなんですけれども、入札参加資格を設定しない場合、実績や技術力が十分でない業者が参加するおそれがあります。同種工事の施工実績などを求めることで、不良不適格業者の参加を防ぐことができるかと考えております。

続きまして3点目、その結果、対象事業者数が13者となっているが、対象事業者数を踏まえた要件緩和などの検討はされたか。

これについては、参加資格対象とする事業者数が10者以上いるため、競争性の確保はできていると考えております。

4点目ですね。入札参加者数2者及び落札率99.41%の所感をお伺いしたいということですが、入札者が少なかった理由は、技術者不足などが予測されますが、正確なところは分か

事務局

りません。

落札率については、予定価格が、事前に公表されていることもあります。積算数量に基づいて、事業者が算出した結果、高落札率になったものと考えられます。予定価格と大きな乖離がないことは、適正な積算であったものと考えております。

以上でございます。

あと、事務局から補足で、ちょっと説明を加えさせていただきたいと思います。

入札参加資格についての考え方なんですけれども、Aランク・Bランク・Cランクという、いわゆる格付を設定することで、事業者の企業力に沿った発注ができると考えています。

さらに、地域要件を設定することで、市内業者の受注機会の確保につながる。

さらに、実績要件を設定することで、今、説明にもありましたが、不良不適格業者の参入を防ぐことができる。

この3点を資格要件の基本としております。

また、地域要件を設定する場合は、競争性を確保する。潜在的な入札参加見込み業者数が10者以上であることを条件としております。

したがって、市内業者で10者以上見込めない案件の場合は、地域要件を市外に広げるということでございます。

以上でございます。

福田委員長

ご質問ありますか。

柳澤委員

参加資格の概要で、ご説明いただいたとおり、業者ごとのランクで、技術力とか経緯、会社の企業力というところを縛って、受注機会確保というところで、市内業者というところもある。

あと、例えば、ここで、過去10年、公共という縛りのとこ

	ろで、例えば緩和することを考えると、何かしらそういうところというのは。 特に、今回、建築物なので、公共縛りというのが必要なのかという意味ですか。もうちょっと広げてやること可能だったのか、できなかったのかという、そういうことなんです。
事務局	内規で、1,000万以上の一般競争入札の工事の場合は、公共工事の実績を求めるという縛りをつけてございます。
柳澤委員	ああ、そうなんですね。普通の建築物であっても、土木でも舗装とかでも、公共。
事務局	金額で縛りをつけて。
柳澤委員	分かりました。
川口委員	私からいいですか。
福田委員長	川口委員。
川口委員	落札率が99.41%と大変極めて高いというのは、一般競争入札で、予定価格を事前公表しているということについて、予定価格と大きな乖離がないということをもって適正な積算であったと所管としては考えていらっしゃるということなんですけど、それを裏づける何らかの、落札者の内訳書みたいなものを入手して、内容を見てらっしゃることはないんでしょうか。
建築保全課	落札した内容の内訳書というのは、特にはもらっていません。会社ごとによって強みがあると思いますので。鉄骨に強いとか、足場に強いとかあるので、その辺の内容は、いろいろ会社によってばらばらだと思うんですよ。 ただ、我々が積算している方法としましては、最新の単価を使いながら、県の積算基準に基づいて計算してますので、積算自体は、問題ないと考えており、その結果、この落札率になったものです。
川口委員	おっしゃるとおりで、市の積算は、適正だと思うんです。

建築保全課

川口委員

業者の積算が、適正だって書いてあるので。それは、この適正であるというのは、皆さんの積算が適正であるということ言ってるんですね。

そうです。

分かりました。ありがとうございます。

いや、私の誤解だとしたら、逆に、質問を変えて、なぜ内訳書をもらわないんですか。相手方の積算が適正であることを。皆さんの積算が適正であることは、標準でやってらっしゃるからそうだと思うんですけど。というのが1点目です。

2点目は、これ、外壁塗装と、一部内壁もありますけど、下請とか、一次、二次下請やってらっしゃるかもしれないですね。そういう場合って、契約したときに、下請の報告書、報告書というか様式を入手されてるんじゃないかと思うんですね。

その際に、今回からの適用かもしれないですけど、先ほど契約課の説明がありました暴対法で、暴力団関係で、そういう何か接触があった場合というのは、相手方から報告をもらうことになっているんですね。これからの話かもしれませんが。

その2ページ目の黒ポツ1点目を見ると、下請業者が不当要求を受けた場合は、受注者へ速やかに報告を行うよう、受注業者が、当該下請業者に対し指導することを求めるものとする。これは、市長が求めるものとするということなんですけど、これ、4月からなのか、適用が4月なのか、からかもしれないですけど、従来から何かそういう下請の届出を、ある場合の届出を出すときに、暴対法関係の情報を提出するようなことって、項目としてあったんでしょうか。

事務局

川口委員

ないですね。

というのが2点目です。

じゃあ、新たな要請なんですね、県警からの。

事務局	そうです。
川口委員	先ほどのね。
	じゃあ、従来はやってなかったということですかね、暴対法絡みで。
事務局	相手からの報告があればというところです。
川口委員	指導もしてないわけですよ。
	いや、向こうが言わないと出てこないに決まってるから警察が言ってるわけですよ。自分から、そういう不当要求がありました、内緒にしますというのは絶対報告しないと思うんですね。不当要求があったから困るので報告しますというのはあると思うんですけども。特になんかということですね。
	2点目は以上です。
	1点目は、毎回お聞きしてるんですけど、積算内訳って、取らなくてもいいんですかね。
建築保全課	施工体制台帳を確認するときに、下請の価格で、鉄骨工事が500万、防水工事が何百万というのはわかります。
川口委員	ありますね。
建築保全課	事細かにはもらってないのですけど、設計書と突き合わせして合ってるのかなとか、ちょっとこれは足が出てるのかなとかというのは確認したりはしています。
川口委員	そうですね。それはもう、もっと詳細なものじゃないですか。施工台帳のほうの、それぞれの。
建築保全課	元請が下請に発注する金額です。
川口委員	下請に出すときの考え方ですよ。
建築保全課	そうですね。
川口委員	でも、元請の札入れの情報が適正に積算されているかどうかというのは、入札、契約をする際に、そういう資料をもらわないのは、なぜなんだろうなって。そういう仕組みになってないだろうと思うんですけど、実質的に、それ必要ないのかと。

	形式的にはないんでしょうけどね。毎回、ちょっとお聞きしていますが、適正な積算であったと考えるというのですか。
建築保全課	まあ、市としては適正に積算しています。事業者は入札する金額で工事ができるということで参加していると考えています。
川口委員	以上です。
福田委員長	1件目については、よろしかったでしょうか。 では、2件目、松戸市文化会館トイレの改修工事……。 はい。お願いします。
事務局	それでは、4件目、20ページご覧いただきたいと思います。 こちらは、建築保全課設計、社会教育課施設担当室発注の松戸市文化会館トイレ改修工事（第3期）です。 種別は、管工事。 事業概要は、記載のとおりとなります。 入札参加要件は、管工事のAランク、市内本店、過去10年以内で、公共工事の管工事を元請として施工した実績のある者とし、参加要件より、対象事業者数は22者で、入札参加者は1者でした。 予定価格は3,671万8,000円。契約金額は3,663万円で、落札率99.76%でした。 22ページご覧ください。 事前にいただいた質問になります。
建築保全課	先ほどの、前の工事の質問と同じような内容なので、こちらでも同じような内容で書かれているんですが、一通りご説明いたします。 1者入札を減らすには、どうすればよいとお考えですか。 地域要件の拡大などが考えられますが、参加資格対象とする事業者数が10者以上いるため、競争性の確保はできていると

事務局	考えております。 工事は、第3期とありますが、第1期、2期工事を落札した業者及び入札経過を教えてくださいということで、後ろ23ページ、24ページに添付させていただいてます。
建築保全課	続きまして、入札参加資格の設定理由が、不良不適格業者を除くためとなっているが、その入札参加資格を有していないと、不良不適格業者になり得る可能性があるのか。 入札参加資格を設定しない場合、実績や技術力が十分でない業者が参加するおそれがあります。同種工事の施工実績などを求めることで、不良不適格業者の参加を防ぐことができると考えております。 先ほど、公共工事の縛りのお話があったんですが、我々、公共施設を発注するときには、国交省の、国の標準仕様書で、国の基準に基づいています。それが、民間工事よりも細かいところでいろいろ厳しい仕様になってますので、実績としては、公共工事の実績を加えたほうが、同じように、国の仕様できちんとできる、経験があるというのが分かるので、より安心できる実績と考えております。 続きまして、その結果、対象事業者数が22者となっているが、対象事業者数を踏まえた要件の緩和などは検討されたかと。 対象事業者数が10者以上いるため、競争性の確保はできていると考えております。 入札者数1者及び落札率99.76の所感をお願いしたい。 入札者数が少なかった理由は、技術者不足などが予想できますが、正確なところは分かりません。 予定価格が、事前に公表されていることもありますが、積算数量に基づいて、事業者が算出した結果、高落札率になったものと考えられます。 予定価格との大きな乖離がないことは、適正な積算であっ

川口委員

福田委員長

川口委員

建築保全課

川口委員

たものと考えております。

特に、下半期の工事発注については、上半期で発注した工期が、そのまま続いていますので、技術者の専任がそのまま続いている状態で、各業者で、限られた技術者の中で申し込めますので、どうしても参加者が少なくなるのも仕方ないのかなと思うところはあります。

予定価格の乖離の話で、先ほど、こちらは、積算は適正だということがありまして。

ただ、全ての業者から内訳を取るわけじゃないですが、逆に、離れ過ぎたとき、金額が低くなり、調査基準価格になったものについては、詳細な内訳を出していただいて、「こんなに安くてほんとに大丈夫なのか」というのを確認できるような仕組みを行っていますので、大きく変わらなければ、そのまま調べてないような状態にはなってます。

以上になります。

先にいいですか。

はい。

やっぱり、さっきの事例と同じように、回答をされる際には、予定価格と大きな乖離がないことは、適正な積算であったと考えているという、その目的語とか主語を明確にしないと分かりづらくて。

分かりました。

この文章をもって明らかにしたとしても、あまり意味がないかなって思うんです、回答には。なので、意味がないかという全くないわけじゃないですけど、重要性が、我々の、ほかの方が質問されたことに対する回答、あるいは、そうかなと思うので、これ、ちょっと余計なこと。

1点だけちょっとお聞きしたいのは、結果として、1者入札になっていると。一般競争入札で、事前に1者になることは、応札者は分からないわけですね。現場に行って、も

し、そういう場合があったら、A案・B案というふうに持っているかもしれない。社判をついたやつ、札入れの入札書というかな。

それが、予定価格が事前に分かるわけだから、1社の場合でも、必ず99.9%、100%でも落とせるわけですね。そういうことができちゃうわけですね。A案・B案で。Aというのは100に近くて。Bが95%とか81とか。競争性を見て、戦略的にそうすることで、現場に行ったら、1者だということが分かるかどうかということが1つなんですけど、分かることを前提で、そういうことが、行動パターンとしてできるとしたら、一般競争入札ではなくて、指名競争入札にして、事後公表にするものを多くしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局

松戸市は、平成20年から、まず、工事について、電子入札を始めていて、平成29年度以降は、全て競争入札は、電子入札を行っております。

ですので、一堂に会して入札とか札を入れるという、全員の業者がそろう機会がございません。ブラインド効果が働いていて、何者を相手に業者が競争をしているかというのは、分からない仕組みになっておりますので、1者入札も、本市としては認めているというところでございます。

川口委員

分かりました。

この案件は、指名競争入札にしても、することはできる案件でしょうか。

事務局

指名競争とする場合には、それなりの理由が必要になります。

川口委員

競争性が働くかどうかというのは、他者が参加する可能性が高いかどうかというのは、発注の市側から発注が集中したりして、受けるほう、入札に参加するほうも、人員体制とかそういうものが逼迫してるような場合というのは、なかなか

参加しないじゃないですか。できないじゃないですか。資格者が十何者あっても、2者とか1者とかが、結構抽出した案件も多いですよ。

そういう場合って、ちょっと。2者の場合もあるし。たまたま抽出したのが。たまたまじゃないですけど。リストを見て抽出したのが1者でもあるという、結果としてですけど。

それなぜですかというと、その当時の時点の、やっぱり業者さんの、どれぐらいの工事を抱えているかというようなものに、人員の確保ですよ。機材の確保ですよ。そういうところが逼迫しているような場合というのは、なるべく競争性を働かせるというよりも、事前の公表をするような一般競争入札だと、こういう危険性があるんじゃないかなというふうにも考えられるんですよ。

そういう工夫というのはできないものでしょうかね。その時期、時期によってですね。

そういうふうに思いました。感想です。すみません。

共通の問題意識だと思います。入札者が少ない。このトイレの改修工事についても、2期工事も1者入札ということでしたし。同種の工事で、競争者が少ないということだと、まあ、予定価格が公表されていれば、それに近い価格で札を入れても落札できるだろうという予想でする業者も多いかと思いますので。

指名競争入札にできないのかというのは、事後公表にする余地はないのかという問題意識だと思います。

落札率の高止まり。もう少し競争性を働かせて、少しでも入札価格の低減を目指す余地を考えていただきたいという意見だと思います。

よろしいでしょうか。

事前にちょっと確認させていただけばよかったんですけど、予定価の公表の時期というのは、どの時点で公表されて

福田委員長

柳澤委員

	いると。
事務局	公告文に記載してますので、公告開始と同時です。
柳澤委員	じゃあ、公告時に予定価が出ているので、金額を見て、手を挙げるかどうかをジャッジができるということですね。分かりました。 ちょっと、私、事前公表というのを今までやったことがなくて。
事務局	そうですね。国はしてませんから。
柳澤委員	公告のタイミングなのか、手を挙げて、内容的に、全てこういう仕様って分かった上で手を挙げて、それ以降、質問とか全部終わった後に公表するのかと。その辺の仕組みが分からなくてですね。……。 じゃあ、一番最初で予定価が出てるということは、業者さんのほうで、これだと採算。ある業者さんは、積算したら、これだと、ちょっと積算上きついねとか、そういうジャッジが働いた結果というのも、参加者数に出てるかもしれないということなんですかね。手を挙げる……。
事務局	そうですね。採算が合うか、金額によっては、技術者を選任しなきゃいけないとか。
柳澤委員	今回の。これ、全然いいわけではないですけど、結果論とすると、予定価が3,600万円なので、技術者の専任性というところだと、すごい微妙なところの数字になっていて、なかなか技術者確保というところも、結果的にはきつかったのかなと考えています。 ありがとうございます。
福田委員長	次、いいですかね。松戸第2処理分区古ヶ崎前田汚水幹線工事についてご説明を。
事務局	それでは、25ページご覧いただきたいと思います。 下水道整備課発注の松戸第2処理分区古ヶ崎前田汚水幹線工事（R5-1工区）です。

下水道整備課

種別は、土木一式工事。

事業概要は、記載のとおりとなります。

入札参加要件は、土木一式工事のAランク、市内本店、過去10年以内で、公共工事の下水道本管推進工事を元請として施工した実績のある者とし、参加要件より、対象事業者数は21者で、入札参加者は2者でした。

予定価格は2億6,499万円。契約金額は2億4,310万円で、落札率91.71%でした。

なお、この案件は、総合評価方式にて実施しております。

27ページご覧ください。

事前にいただいた質問について、回答をいたします。

1つ目の質問ですが、各処理分区污水幹線工事、準幹線工事について、同種工事のようにも見えますが、総合評価方式を採用するのは、どのような場合ですかという質問ですが、松戸市の総合評価落札者決定基準によると、総合評価方式の適用は、設計金額5,000万以上であって、価格及び価格以外の要素を一体で評価することが妥当と認められるものとされております。

下水道整備課においては、設計金額5,000万以上かつ污水管の管径が、φ250ミリ以上の推進工事で、工事の難易度を勘案し、対象としております。

付け加えますと、準幹線工事は幹線工事に準じた污水管の布設で、例外はありますが、管径がφ200ミリとなります

幹線工事は、φ250ミリ以上の污水管付設になります。

2つ目の質問ですが、入札参加資格の設定理由が、不良不適格業者を除くためとなっているが、その入札参加資格を有していないと、不良不適格業者になり得る可能性があるのかという質問です。

下水道は、一定勾配による自然流化が基本であり、規格値内での管の勾配、高さで施工することが最も重要な工事で

	す。施工及び工程管理を実施する上で、元請での施工実績を求めています。これは、実績や技術力が十分でない業者を排除するためです。 続きまして、3つ目の質問です。 その結果、対象事業者数が21者となっているが、対象事業者数を踏まえた要件緩和などは検討されたかという質問ですが、本市の一般競争入札実施に当たり、対象事業者数は10者以上を目安としております。今回の対象事業者数は21者であることから、要件緩和の検討はしていません。 最後の質問です。 入札者数2者及び落札率91.74%の所感をお伺いしたいということですが、入札者数2者については、工事の規模、難易度、技術者不足等によるものが考えられます。 落札率については、他工事と比べても、特に高い落札率とは認識してはおりません。 以上でございます。 以上のご説明でした。ほかにご質問ございますでしょうか。
福田委員長	
柳澤委員	1点確認だけ、すみません。 予定価は、これ、総合評価のときは、事後公表になるのですか。事前ですか。
事務局	いえ、事前です。
柳澤委員	じゃあ、事前という中で、落札率というのが91ということなので、考え方によっては、総合評価というところで、技術面とかそっちのほうのことを考えて、金額のところの争いがあったとも考えられたということなんですか。
事務局	と思っていますね。
柳澤委員	はい。
川口委員	私からいいですか。
福田委員長	はい。

川口委員	これって、総合評価方式でも、形式としては、一般競争入札というんですね。金額競争ではないのですよね、これはね。 よくプロポーザル方式だと、提案方式だと、業者決めるとき、随意契約になるじゃないですか。これで見ると、落札されなかったほうが金額は低いわけですよね。で、金額競争ではなく総合評価。ほかの評価で決定したということですけど、という認識なんですよね。 一番右の備考欄、2点あるのですが、備考欄ですね。計算が間違っていたというのは、これは、もう一つ、2番目の業者の評価に関わっていると思ってよろしいのでしょうか。というのが、1点目。
事務局	内訳書の中の計算が間違っていましたので、この業者は、この時点で失格になりました。
川口委員	この時点で失格ですか。
事務局	はい。
川口委員	その時点というのは、事前の審査の段階ですか。
事務局	内訳書を提出してもらって開札した、その時点です。
川口委員	ああ。 そういうふうなのですか。
事務局	はい。
川口委員	ただ、評価は、例えば、企業の技術力とか、配置予定技術者の記述力の工事成績のところって、ゼロになっていて、1番目の業者と大きく乖離してるんですけど、ほかのところも評価って入ってるじゃないですか。これ、失格になったら入れなくてもいいのかなと、今、一瞬思っちゃったんですけど、入っているので、評価してるんだとか思っちゃったんです。
事務局	内訳書の誤りがあって無効とするかどうかというのは、開札日当日に初めて中身を確認して判明することですので、ど

	うなるかが分からない状況なので、技術評価点はあらかじめ提出されています。
川口委員	じゃあ、分かりました。あらかじめ入れている評価の中で、工事成績が、企業本体の技術力や配置予定技術者の技術力の面でゼロになっているのは、これ、失格だからゼロなのか。
技術管理課	実績がないからです。
川口委員	実績がないからなんですか、これは。実績で評価するんですか、これは。実際の提案内容。
技術管理課	実績があれば、何点以上はもう何点と決まっているので、実績がなければもう、評価は、ゼロ点という評価になります。
川口委員	今回の案件に対して、技術者をどう配置するという提案をしてるわけですよね、この会社は。それに対する評価は、ゼロになってるんですけど、それは、過去の実績でゼロという。
技術管理課	そうです。
川口委員	そういうことですか。
技術管理課	工事の実績が。
川口委員	過去の実績しか見ないわけですね。
技術管理課	工事の。
川口委員	提案内容ではなく。
技術管理課	提案内容。 工事の実績……。
川口委員	過去の実績だけで、ゼロにしているんですかね。 つまり、企業の技術力というのは過去の実績かもしれませんが、その配置予定技術者の技術力というのは、この案件に対する配置提案があったんじゃないかなと思ったのですが、それもゼロですか。
事務局	総合評価方式は、企業の技術力、それから配置予定技術者

	の技術力等々が評価点になりますが、一番左にあります施工計画、これ空欄なってるんですけども、施工計画を求めたときには提案をしていただく、それを評価するということですので、そこが入っていれば、プロポーザルにちょっと近いのかなって感じはするんですが。
川口委員	上の1業者は、6になってますよ。点数が6点になっている。それって、同じく施工計画はバーになっているじゃないですか。今の説明だと、2番目の業者だけの説明だったら分かるんですけど、1番目の業者だって同じくバーじゃないですか。それに点数が入ってます。それ、なぜなのかな。 今の説明だと。
技術管理課	6点の内訳については、その施工配置予定技術者が関わった工事の点数が、80点台、なので配点として、評点として6点をつけています。
川口委員	今おっしゃったのは、過去の。
技術管理課	過去。
川口委員	実績のことを。
技術管理課	はい。
川口委員	じゃあ、これは過去の実績しか出てない。今回の事案に対する提案は入ってないということ。
技術管理課	対象事業者の業績につきましては、過去4年度間の実績の得点を点数で評価しています。
川口委員	じゃあ、今回の総合評価方式だといっても、その今回の事案については、こういう施工計画は見てないということ。提出されてないと思ってよろしいですかね。
技術管理課	はい。
川口委員	契約課のほう、おっしゃったんですけど、この評価項目の中の配置予定技術者の技術力のところの工事成績というところが入ってますけど、これは、今回の案件に関する施工計画とかは、提出されてないと思ってよろしいんですかね。

	提出されてないから、過去の実績だけで判断されると、そういうことなんですか。
技術管理課	はい。
川口委員	なるほど。分かりました。
福田委員長	これは、総合評価といっても、評価には、どっちかという と、資格に関わる内容ということですね。
技術管理課	企業の技術力、配置専任者、職員の技術力というのは、過去の実績でしか見れないというか、そこを総合評価の考え方にしています。
川口委員	でも、完全な総合評価ではないですよ。この施工計画って出す場合もあるんですよ。今回は出してないだけで。
技術管理課	金額が大きくなってきた場合には、施工計画を出していただく場合もございます。
川口委員	2億の工事じゃないですか。これは、大きくないんですか。
技術管理課	2億3,000万以上という。
川口委員	2億3,000万、ぎりぎりですね。ええ。ほんとぎりぎりですね。
技術管理課	はい。
川口委員	実際、失格になったほうが金額的には安いんですよ。もったいないなとか思っちゃう。
	はい。以上です。すみません。
福田委員長	工事の門外漢からすると、総合評価というふうに言っていると、その工事特有の定性的なものを評価の中に取り入れる趣旨かなと思っているところですけど、これ、実際見てみると、施工計画等は、評価の対象になっていて、工事实績という点もある。
	一般の入札参加資格を、より幅広くないしは、厳しく見るというねらいで総合評価。
技術管理課	そうですね。

福田委員長	工事実績などを評価項目に入れているという。
技術管理課	価格だけではない評価値として競争してますので、価格以外のところを求めているというところで。総合評価方式は、そういう仕組みです。
福田委員長	はい。
川口委員	ちょっと、計算誤りだから失格になったという、大変重要な項目なんだなと思ったのですが、どういう内容で、その重要性って、どんなふうを考えられて失格にしたのかを教えてください。それは、あれですか。契約課のほうで失格にしたんですか、所管のほうで。
事務局	私どもで、内訳書を確認しています。
川口委員	じゃあ、教えてください。
事務局	間違ったものは、提出書類としては認められないというところですよ。
川口委員	間違ってるのは、どれ、どういう項目で、何が重要だったんだろうというのが、ちょっと知りたい。
事務局	一部、掛け算が間違ってる箇所がありまして。
柳澤委員	掛け算。
川口委員	掛け算の間違いで失格ですか。うわ。そういうことですか。
	掛け算というのは、エクセルで計算式が入ってというわけではなく、電卓たたいてという、そういう計算間違いですか。
契約課	それは分からない。だろうと推測します。
川口委員	だろうと推測。それが重要なんですね。うわ。そうですか。そういう規程なんですね、計算が1個でも間違ったら、指導するわけではなく。
福田委員長	緻密さは要求されるんじゃないですかね。
川口委員	金額が、大きく違うということですか。金額に関わるというった。

事務局	いや、そんなに大きくは違ってませんでした。
川口委員	でも、重要なんですね。失格というと、会社、参加している業者にとっては大変重要な決定ですよ。それだけ重要であるということなのですね。
事務局	はい。
川口委員	分かりました。 これ以上、聞きません。
福田委員長	では、この指名競争入札のほうで、新松戸中央公園水洗便所設置工事のほうをご説明ください。
事務局	では、28ページご覧ください。 指名競争入札の案件で、建築保全課設計、公園緑地課発注の新松戸中央公園水洗便所設置工事です。 種別は、建築一式工事。 事業概要は、記載のとおりとなります。 入札参加要件は、建築一式工事のAランク、市内本店、過去10年以内で、公共工事の建築一式工事を元請として施工した実績のある者として13者を指名し、2者参加でした。 予定価格は5,256万9,000円。契約金額は5,170万円で、落札率98.35%でした。 31ページをご覧ください。 事前にいただいていた設問について、回答をいたします。 建築保全課から回答させていただきます。 1点目の、この工事は、週休2日制対象ではないのですか。理由をご教示くださいということで。 営繕工事においては、令和5年度は、週休2日制工事の試行期間でした。本工事は、別途発注工事で行う新松戸中央公園再整備事業との工程調整などが必要となることから、対象外としております。 なお、本年度の令和6年度以降に発注する工事は、原則週休2日制としております。
建築保全課	

2点目の入札方式を指名競争入札とした理由は何かということにつきましては、入札経緯は、本指名競争入札より以前に、当初市内Aランクにて一般競争入札を実施しましたが、申込み業者が1者であり、その1者も、入札時に辞退届の提出があったため入札が中止となりました。

本工事は、新松戸中央公園内の水洗便所設置工事となり、別途発注している新松戸中央公園再整備工事と同エリアでの施工となり、工程の調整や制限がある中で、工期中の工事完了が必須となります。

先ほどの一般競争入札が中止となったことで、施工日数確保に影響し、限られた施工日数において即時対応するため、再度の入札を実施するに当たり、契約に係る期間の短い指名競争入札としております。

3点目の、指名業者を13者とした選定理由は何か。また、対象事業者数は幾つであったかということにつきましては、1回目に実施した一般競争入札の対象事業者全てを指名しております。

4点目。11者は、辞退していること及び落札率98.35%についての所感をお伺いしたいということにつきましては、発注時期が、第3四半期であったことから、既に、多くの事業を発注しており、指名業者の技術者に余裕がなかったことから辞退したと考えられます。

次のページに行きまして、落札率に関しては、予定価格が事前に公表されていることもありますが、積算数量に基づいて事業者が算出した結果、高落札率になったと考えられます。

予定価格と大きな乖離がないことは、市の積算としては、適正な積算であったものと考えております。

以上でございます。

続いての質問ですね。予定価格が事前公表であった場合

福田委員長
柳澤委員

に、予定価格を超過している入札が行われているのはなぜか。

最初にご説明いたしましたが、本市の場合、指名競争入札については、予定価格を事後公表としておりますので、本案件については、参加業者が、予定価格非公表の状況で積算して、予定価格を超過したものと推察されます。

仮に、予定価格を事前公表しているにもかかわらず予定価格を超過する金額で入札をしてくるとすれば、他案件と誤認して入札をした、またはシステム操作時のタイプミス等々、人為的ミスが理由だと思われます。

説明は以上となります。

いかがでしょうか。

大体。状況は、はい。分かりました。ありがとうございます。

一般競争を最初やって、こういう理由があって、指名競争というところは、理解できる場所ですけども、例えば、指名競争に移行するに当たって、一般競争のときの設計書というか、仕様と全く同じ仕様で、指名競争って今回出されてる。

建築保全課

そうですね。

基本的には、仕様としては同じ内容になってるんです。工期が若干短くなっている、そこだけが変わった点になります。それに伴って、金額も若干下がっております。

柳澤委員

そういうことですね。

建築保全課

はい。

柳澤委員

仮設とかそういうところの、実際のところの日にちが短くなってるから。

建築保全課

短くなってます。

柳澤委員

その費用とかが安くなったりするわけですね。

建築保全課

はい。

柳澤委員

分かりました。

もう、同じ内容だったら、予定価も、ほぼほぼ最初出てる内容、一般競争のときに出てるのとはほぼほぼ同じで、類推されてる状況での指名競争だったのかなというところもあったので。状況は分かりました、ありがとうございます。

福田委員長

よろしいですか。

川口委員

逆に言うと、せっかく指名競争入札に変えたとしても、事後公表という形式にはなつたと……はしますけど、予定価格は、工期が短くなることによって、若干予定価格、設計も低くなっているだけだと推測されるわけですから、何ですかね、競争性というもので言うと、問題がないんだろうかというか。逆に、再度入札する際に、仕様の内容とか、見直す必要はなかったんでしょうかという。

建築保全課

今回の工事に関しては、トイレのユニットを持ってきて、据え付けて、少し仕上げをして完了する工事になっておりまして、仕様を落とす等のVEをする代が正直なかったというのはございます。

先ほどご説明したとおり、この公園自体は、公園の再整備工事をやっている中で、トイレ工事も同時期に施工をし、年度末までに終わりにしなければならないという状況でした。

また、一般競争入札をして不調となり、次に指名でやって、落札されるという類似のケースはあります。

その話を聞いていると、たまたまタイミングで技術者がいなかったり、法人として、なかなか手持ちが難しかったりというのがございました。そのため、改めて指名競争入札をして、落札していただきたいと思って実施した次第でございます。

川口委員

はい。了解しました。ありがとうございます。

福田委員長

すみません。知見がないので教えていただきたいんですけど、工期が短くなると、予定価格は下がるのですか。

建築保全課	下がってます。
福田委員長	ですか。
	一般的に考えると、短い期間でやってくれというと、お急ぎ料金がかかるというわけではないですけども。
建築保全課	そうですね。
福田委員長	むしろ、高くなる場合もあるのじゃないかと思ったんですけども、実際のところは、反映されないんでしょうか。
建築保全課	実態は、工期が短くなると共通費がちょっと下がるので、当時の一般競争入札から指名にした段階で、大体60万ぐらい安くなっております。 お急ぎ料金の件なんですけど、確かに、配達とかで、お急ぎ料金プラスでというのはあるんですけど、工事の中では、お急ぎ料金という割増しは、なかなか難しい。 夜間工事をやるとか。
福田委員長	まあ、そう。
建築保全課	2交替でやるレベルであれば、割増しというのは、あり得ます。今回は、そこまでの内容ではありません。
福田委員長	分かりました。
建築保全課	公園本体の再整備工事との調整で、協力いただいて、何とか工事の期間内に終わらせたという形になっております。
福田委員長	もともと日程調整が難しいという中で、さっきの工期も短くなると、業者のほうは、ちょっと厳しい。
建築保全課	正直、大変だったとは思います。
福田委員長	分かりました。 だから、短くなっても、時間外の工事が必要になるとかという場合ではない。
建築保全課	というものではないです。
福田委員長	ないですね。分かりました。ありがとうございます。 では、次の案件ご説明ください。
事務局	続いて、33ページになります。

随意契約の案件として、道路建設課発注の主2－7号道路整備工事に伴う附帯工事です。

種別は、土木一式工事。

事業概要と、随意契約理由は、記載のとおりです。

予定価格は3,447万4,000円。契約金額は3,443万円で、落札率99.87%でした。

35ページをご覧ください。

事前に質問をいただいておりますので、回答をさせていただきます。

最初の質問です。

附帯工事とありますが、主工事の際の入札結果及び経過書をご提示くださいということで、37ページから39ページに添付してございます。

それから、1つ飛びますが、主2－7号道路整備工事の契約金額を教えてください。

こちら記載のとおり、3つの契約金額提示してございます。

それから、また、主2－7号道路整備工事の発注時に、随契の可能性についての説明があったのか教えていただきたい。

こちらについて、発注段階では、特に随意契約の予定については説明しておりません。

続いて、道路建設課です。

この附帯工事は、主工事の入札時には予想できなかったものなのではないかというご質問についてです。

主工事の設計時においても、関係機関との協議を実施しておりましたが、係争により、工事着手まで期間が空いたことから、再度協議を行ったところ、新たに沈下対策を行う必要が生じたものであり、主工事の入札時には想定できませんでした。

	続きまして、このページの一番下ですけれど、随意契約理由を詳細 2 つの工事の関係性を教えてほしいとの質問です。 主工事において、仮設工として、鋼矢板の圧入引き抜きを行います。この作業に当たり、近接する埋設管路の管理者からの指示により、新たに、埋設管への沈下等の対策を行う必要が生じ、附帯工事にて実施したものです。 続きまして、事業期間が、当初から 1 年延びているが、その理由は何か。 主工事において、鋼矢板打設箇所近傍の埋設ケーブルが想定と大きく異なる位置に埋設されていたことから、埋設ケーブルの管理者と再協議が必要となり、工事の進捗が遅れています。 附帯工事については、主工事の進捗に合わせた施工が必要となることから工期を延長しております。 最後に、本工事に用いている積算単価、歩掛かりは標準積算か、または、見積りかのご質問です。 こちらについては、標準積算と見積りを併用しております。
事務局	説明は、以上となります。
福田委員長	以上、ご説明いただきました。 ご質問ございますでしょうか。
柳澤委員	ありがとうございます。
	主 2－7 の道路整備工事、本体のほうは、当初、H30 一般競争で契約されて、その後、本体工事のほうも、去年、ずっと随契でということですのでよろしいですかね。随契でやられてるということで、よろしいですか。
道路建設課	これに関しましては、係争があった関係で、工事のできない期間が多くございまして、その中でも、変更契約額 2,806 万 3,800 円。こちらのほうで、工事はできなかったものの、工事の主要材料であります部材のほうを、工場製作にて製作して

	おります。 ここを差し引いた金額を、２回目の契約とさせていただいております。 工事材料も作っておりますし、施工計画等も策定してもらってることから、随意契約に該当すると考え、随意契約で発注したところでございます。
柳澤委員	３回目というのも、結局また、同じように随契ということで。
道路道路建設課	そうですね。
柳澤委員	本体とは別なところで、附帯工事の随契が、またありますけど、そういうことでよろしい。
道路建設課	はい。そのとおりでございます。
柳澤委員	今回の審議案件に、本体の分はないのでちょっとあれなんですけど。ちょっと知ってる範囲で。本体のほうは、あらかじめ、このH30スタートで、ここまでの規模感の、累計でいくと、当初の一般競争の金額の２倍、３倍というような請負金額に結果的になってますけど、ここのところは、もう、あらかじめ、このぐらいの規模感というのは、何となく当初発注から見えてたといいますか、なんですか。
道路建設課	ごめんなさい。２倍、３倍とは。
柳澤委員	一番最初、当初契約。これ、最初の契約、一般競争で、当初契約１億5,900万円です。
道路建設課	はい。
柳澤委員	変更で2,800万円なので、当初のときが、大体2,900……。１億8,000万ぐらいかなと思うんですけど。 R3の４月に随契でされてるのが１億3,600万円です、変更で9,400万円。なので、２億幾らというふうになって……。 これを、どう見ていけばいいのか。少なくとも、一番最初の一般競争で契約したH30からR3の３月31日以降に、新たに２億幾らの随契の契約が、この本体のところで出てきて、

	今年の４月にまた7,800万円の本体の……が出てきてというふうに見えるんですけど、かなりの大きな規模になっているのかなと思うんですけど、これは、そういうことでよろしいですか。
事務局	最初１億6,000万円で契約をしまして、一般競争入札で。係争があった関係で、工事が、結局終わらなかったわけですね。出来高検査をして、2,800万円分の支払いをして、これで一旦契約を終わりにしてるんですね。
柳澤委員	ですから、この差引きの１億3,000万円を、２回目の随意契約で、金額を少し調整して１億3,600万円で契約をしてると。
事務局	あ、分かります。分かります。 ということで、それが、３回目も同じような事態が起こりまして、契約を１回切らざるを得なくて、再度、残りの部分を随契したということで、当初１億6,000万円から、トータルすると、若干持ち上がってるかもしれませんがもというところですよ。
柳澤委員	分かりました。 なので、結果的に３回目の契約というところの３月14日まで、来年に行ってますけど、それとセットでの附帯工事の施工になるので、結果的に１年ぐらい同じように延びてますということになるんですか。
道路建設課	そうですね。
柳澤委員	分かりました。
福田委員長	何か。
川口委員	最初に契約課のほうからご説明があった週休２日制ですが、営繕工事の関係の対象外工事で、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができるということなんですけど、この随意契約でも週休２日制は適用されているんですね……ですね。これ、まだ、試行段階なのかもしれないですけど。

	どういう事情があるときに、特殊な事情のときに、対象外になるのかなということ。さっきの例は、学校とか夏休み期間の問題をおっしゃってましたけど、こういうものは、特に対象としても問題ないものではないでしょうか。 形式的に適用するのはいいですけど、工事の、地域の実情に応じて困難なものに該当しないのでしょうかという、そういう……。 逆に、地域の実情から週休２日を採用させていただいたところがございます。 すごく静かなところでして、そこに、橋架けの工事なので、騒音とか振動とか。間近に、ほんとに近傍に家がございますことから、土日は、なるべく仕事のほうはしないでほしいということで要望されていたことから、そちらのほうで反映させていただいたというところがございます。
道路建設課	
川口委員	そういうことで、逆にそういう……。
道路建設課	逆の……。
川口委員	分かりました。 ついでにというか、今年度の契約、４月２日からの契約というのは、ちなみに、増額契約とかはない、されてないですか。変更契約。
道路建設課	基本的には。
川口委員	今現在。
道路建設課	物価高とかございますので、インフレで上がった分と、あと、大分、工事着手まで時間が空いたことから、橋を架けて渡った先の道路が整備されてしまっておりまして、区画整理の関係ですけど。 以前は、警察との協議の中では、通行止めって話がなかったんですが、広い通りで、通過交通も多いことから、通行止めにして仕事をしないと駄目ですよというお話をいただきまして、そういったところから、交通誘導員の増員ということ

	です。インフレスライドと、交通誘導員の増額ですね。そちらが要因になっております。
川口委員	まあ、物価高はあれですけど、交通誘導員の増額というのは、労務費が増えてきてるわけですけど。
道路建設課	はい。
川口委員	管理費がですね。結構、もし増えるような場合というのは、増額変更は、速やかにやることになっているじゃないですか。
道路建設課	はい。
川口委員	それは、ルールとしては、増額をする、指示する工事打合せ後とか、そういうところで指示をするわけですよね。その段階で、速やかに。それが、どれぐらいの期間か分からないですけど、変更契約がされているのでしょうか。それとも、期末にやっちゃう。
道路建設課	このタイミング的に、2回目の契約の事業の中での協議で、そういったご指示をいただきましたので。
川口委員	なるほど。なるほど。
道路建設課	3回目の契約のときは、それを反映したものを設計に。
川口委員	反映してるということですね、分かりました。
建築保全課	はい。させていただきます。
川口委員	3回目の契約の中の話ではないんですね。
道路建設課	はい。
川口委員	了解しました。
福田委員長	よろしいでしょうか。 では、次の案件ご説明ください。
事務局	続きまして、40ページになると思います。委託の一般競争入札です。 公園緑地課発注の公園施設長寿命化計画策定業務委託です。 種別は、土木コンサルタントの造園。

事業概要は、記載のとおりとなります。

入札参加要件は、土木コンサルタントの造園に登録、千葉県内本支店、過去10年以内で、官公庁発注の公園施設長寿命化計画策定または公園緑地の設計計画策定の履行実績のある者とし、参加要件により、対象事業者数は171者で、入札参加者は1者でした。

予定価格は1,496万円。契約金額は1,270万円で、落札率84.9%でした。

42ページご覧ください。

事前にいただいた質問に回答をいたします。

事前にいただいた質問ですが、まず1つ目として、5者が資格審査申請をして、4者が辞退をしてしまうという要因をどうお考えですかということですが、本委託については、令和5年10月11日に、1回目の入札を行いました。6者参加申請を行い、うち4者が僅差で失格、2者辞退になりました。

これを受け、設計書の時点更新等を行い、令和5年12月6日に再度入札を行いました。

この結果、5者参加申請を行い、うち4者辞退、1者落札ということになりました。

要因といたしまして、不調に伴う再入札により、契約時期が後ろ倒しになったことから、その間に、他の受注が確定し、技術者の確保が困難になったこと。業務繁忙により、業務の履行が難しくなったことと判断したこと等の理由から辞退者が多くなったと推察されます。

2点目ですけれども、今回の5者は、過去、松戸市と契約した実績はあるのでしょうかということですが、そこに記載してあるとおりの実績ということになります。

1ページめくっていただきまして、3つ目の質問ですが、こちらもちょうと、1つ目の質問と重複する部分があったので同様の回答になっているんですが、資格参加申請者が

	5 者であったが応札者は 1 者となっている。4 者の辞退事由の把握がされていれば教えていただきたいとのことでしたけれども、本委託については、令和 5 年 10 月 1 日に 1 回目の入札を行いました。6 者参加申請を行い、うち 4 者が僅差で失格、1 者辞退となりました。 これを受け、設計書の時点更新等を行い、令和 5 年 12 月 6 日に再度入札を行いました。 この結果、5 者参加申請を行い、うち 4 者辞退、1 者落札となりました。 要因として、不調に伴う再入札により、契約時期が後ろ倒しになったことから、その間に他の受注が確定し、技術者の確保が困難になったこと、業務繁忙により業務の履行が難しくなったと判断したこと等の理由から辞退者が多くなったと推察されます。 以上でございます。
福田委員長	どうもありがとうございました。 1 回目の入札で、4 者が僅差での失格、2 者辞退という と、これ、どういう状況だったのでしょうか。
公園緑地課	4 者が失格となっているのですが、最低制限価格を、若干 ですが下回りまして。
福田委員長	下回ったんですね。
公園緑地課	で、4 者失格。残りの 2 者が辞退というところで、入札が 不調になったというところです。
福田委員長	これまでの審査会でも、最低制限価格を下回ったために、 失格になってしまうというところが、ややもったいないんじ ゃないかという議論は出ていたところなんですけれども。こ れも同じ状況というふうになりますか。
公園緑地課	そうですね。最低制限価格を下回り、1 回目が不調に終わ っています。
福田委員長	事後公表だから？

公園緑地課	そうですね。
福田委員長	すみません、そういうことで、設計書の時点更新を行うと、予定価格が、更新された単価とか反映して高くなる。
公園緑地課	若干高くなります。
福田委員長	それに伴って、最低制限価格も全体に上昇するということですよ。
事務局	そうですね、1回目と比較するとですね。
福田委員長	1回目の最低制限価格って幾らだったんでしょう。
事務局	税抜きで1,060万円が最低制限価格になります。
	それに対して、僅差で応札した業者が4者おまして、1,054万3,000円1者、1,054万4,000円2者、1,054万5,000円1者。それぞれ5万円ほど最低制限価格を下回ってしまったので、不調になりました。
福田委員長	そうですか。 まあ、ちょっと、技術的な意見は言えないですけども、長寿命化計画の策定といったところだと、最低制限価格をわずかでも下回ると品質に問題が出てくるのかどうかというのは、ちょっと分からないですけども。 結果的には税込み1,270万円での契約ということで。同じ内容で高く契約したことにはなるので、ちょっと惜しかったなということです。 改善方法というのか、ずっと議論してきたところではあるんですけど。 でも、4者が、その価格で入れてるというんだったら、それでできるということなのかなと思いますけど。 よろしいですか。再公告したときに、参加申請5者で、そこから札入れまでの1か月ない間に、結果的に5者のうち4者が辞退というところで、工期短いからとかそういうところの、技術職とか、そういった類推するところはあるのかなとは思いますが、何か短期間の間に4者がバタバタって辞

	退というのが、何かちょっと、特殊な何かがあったのか。特殊な言い方よくないですけど、ちょっと、特殊感が。 それとあと、これ、今回、一般競争で価格競争になってますけれども、内容的には、プロポとかを適用するようなものではなかった。
公園緑地課	ないですね。
川口委員	私のほうから、ちょっと。
	今回、２回目で、12月15日から、委託期間が３か月ぐらいですよ。１回目の、４者辞退したときの工期って、やっぱり３か月だったんでしょうか。
公園緑地課	いや、３月末までだったので、単純に短くなっています。
川口委員	２か月。
公園緑地課	そうですね、再契約にかかる契約事務期間の分が。
川口委員	短くなってるんですね。
公園緑地課	その分が圧縮されたということです。
川口委員	それも影響してるかもしれないなとは思ったんですけど。 市内一円の公園施設だから、遊具とかそういうものも含まれるんですかね。
公園緑地課	そうですね。
川口委員	市内一円の公園が対象になるらしいので、結構多いですよ。
	ね。
公園緑地課	今回の委託の対象は市内の15公園が対象となります。
公園緑地課	比較的ちょっと大きめの公園を対象にした長寿命化対策の委託ということで。
川口委員	なるほど。
公園緑地課	全てではないというところですね。
川口委員	なるほど。
	いや、この時期に、長寿命化計画をされるのって、総務省が、長寿命化計画出したのは随分前ですよ。
公園緑地課	そうです。

川口委員	これは、順番でやってらっしゃるということなのか、それともローリングしてるのか……。
公園緑地課	実は、今回の発注というのが、1回目が、平成26年に1回計画を立てていて、その更新となります。
川口委員	なるほど。更新なんですね。
公園緑地課	はい。委託ということです。
川口委員	分かりました。
	確認だけです。ごめんなさい。ありがとうございました。
福田委員長	1回目不調の2回目だったら、最低制限価格は公表するというふうに求められないですか。
事務局	ならないですかね。
福田委員長	すみません。言ってみただけです。
	では、これで終了とします。
	ありがとうございます。事務局のほうに、お戻ししたいと思います。
事務局	今日の議題、以上で終了となります。
	次回の委員会につきまして、来年、年明けですね、1月後半から2月の中旬にかけて開催を予定しておりますので、日程につきましては、また後日、調整させていただきます。
	よろしくお願いします。
	本日は、慎重な審議いただきまして、ありがとうございました。
福田委員長	ありがとうございます。